



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 3 日 (金)
第 8 8 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 ブルセラ病検査等の実施 (127) (畜産課) 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (128) (西部総合事務所地域振興局) 3

告 示

鳥取県告示第127号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成29年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町、鹿野町及び八頭郡用瀬町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡八東町の区域に限る。）及び智頭町、倉吉市（平成17年3月22日市町合併前の倉吉市の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡羽合町の区域に限る。）及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡北条町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。）及び日野郡日野町において飼育しているもの（平成29年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成29年4月1日以降に放牧するものを除く。）

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村及び八頭郡佐治村の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡郡家町の区域に限る。）及び若桜町、倉吉市（平成17年3月22日市町合併前の東伯郡関金町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡泊村の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤碕町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。）並びに日野郡日南町及び江府町において飼育しているもの（平成29年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成29年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 平成29年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、平成29年4月1日以降に放牧するもの

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

平成29年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上（だちょうにあつては、10羽以上）の農場に限る。）

(10) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）

(10) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第128号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成29年4月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成29年3月3日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 申請のあった年月日

平成29年 2 月22日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ヨーガ療法士協会

- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

木村 一雄

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市三本松一丁目 2-24

- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会に対して、ヨーガ療法士が社会のニーズを捉えかつ適切に対応し、ヨーガ療法の普及を図る事業を行い、社会への貢献に寄与することを目的とする。